

上尾市訓令第7号

本 庁
出 先 機 関

上尾市開発行為に関する審査委員会

上尾市開発行為に関する審査委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月26日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市開発行為に関する審査委員会設置規程の一部を改正する訓令
上尾市開発行為に関する審査委員会設置規程（平成20年上尾市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第9条中「都市整備部開発指導課」を「都市整備部都市計画課」に改める。
別表中「開発指導課が」を「都市計画課が」に、「都市整備部建築安全課長 都市整備部開発指導課長」を「都市整備部建築安全課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。